

四日市市ひとり親家庭等

日常生活支援事業

この事業は、母子家庭・父子家庭・寡婦の方で、一時的に保育や家事、介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなどの生活支援を行うサービスです。

【対象】

所得制限有

四日市市内に在住する方で児童扶養手当水準の所得状況の方

※当事業への利用料はかかりません。

事前に家庭生活支援員派遣対象世帯の認定を受ける必要があります！

【期間】

原則、年間80時間以内

どんな支援？

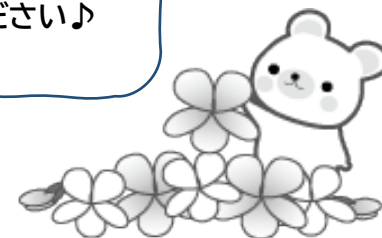
○生活援助として

- ・ 食事の世話
- ・ 住居の掃除
- ・ 身の回りの世話
- ・ 生活必需品等の買い物
- ・ 医療機関との連携
- ・ その他必要な用務

○子育て支援として

- ・ 乳幼児の保育
- ・ 児童の生活指導
- ・ その他必要な用務

お困りごとがあれば、
ご相談ください♪



どんなとき？

- 教育訓練等の受講のための通学や就職活動をするとき
- 学校等の公的行事に参加するとき
- 仕事・病気・看護・冠婚葬祭等で援助が必要なとき
- 仕事で急な残業があるとき
- その他日常生活に大きな支障が生じたとき

どんなとき（具体的には）？

○生活援助

離婚直後で引っ越しして、自宅の片づけができないので、手伝ってほしい。
（身の回りの世話等）

○子育て支援

キャリアアップのために講座に通いたいので、こどもの保育をお願いしたい。
（乳幼児の保育等）

利用の流れ

この事業は社会福祉法人厚生会菜の花苑
に一部委託して実施しています

- ・対象世帯認定 :こども家庭センター
- ・支援員の派遣等:菜の花苑

① 必要な申請書をこども家庭センターに提出
し、対象世帯としての認定を受ける。

- ・子育て支援希望の場合、併せてお子様について
の聞き取りを行います。
- ・認定の決定までにお時間がかかる場合があります。

② 利用希望時は菜の花苑に、申し込みをする。

- ・希望日、利用理由、支援内容、支援場所
などについて教えてください。
- ・他の申し込み状況等により、ご希望に添えない
場合があります。

③ 支援当日に支援を受ける。

- ・支援員が持参する支援報告書へ署名または
記名押印をしてください。



お問い合わせ先

【対象世帯認定について】

四日市市こども家庭センター 管理係

〒510-0085

四日市市諏訪町2番2号 総合会館3階

TEL 059-354-8298

FAX 059-354-8061

【支援員の派遣等について】

社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑

〒510-0893

四日市市前田町14番20号

TEL 059-345-0051

FAX 059-347-5151

四日市市 ひとり親家庭等 日常生活支援事業



四 日 市 市